



2026年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイセキ
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山本 哲也
(コード番号 9793 東証プライム・名証プレミア)
問 い 合 わ せ 先 常務執行役員企画管理本部長 片瀬 秀樹
(電話番号 052-611-6322)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月13日開催の取締役会において、2026年5月28日開催予定の第68回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

- ①当社の事業領域の拡充等に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加及び変更を行うものであります。(変更案第2条第11号、第12号、第13号、第14号)
- ②取締役会を機動的に運営するために、取締役会の書面決議制度を新設するものであります。(変更案第24条第2項)

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年5月28日
定款変更の効力発生日 2026年5月28日

以上

定款改定新旧対照表（2026年5月28日株主総会付議）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1) 石油ならびに油脂化学製品の製造・販売	1) 石油ならびに油脂化学製品の製造・販売
2) 産業廃棄物の収集運搬・処理ならびに再生加工	2) 産業廃棄物の収集運搬・処理ならびに再生加工
3) 船舶・海洋施設からの油および産業廃棄物の処理ならびに再生加工	3) 船舶・海洋施設からの油および産業廃棄物の処理ならびに再生加工
4) 環境関連プラントの設計・製作・据付・補修ならびに運転・販売	4) 環境関連プラントの設計・製作・据付・補修ならびに運転・販売
5) 水質、油脂、産業廃棄物の濃度に係る計量証明の事業	5) 水質、油脂、産業廃棄物の濃度に係る計量証明の事業
6) 建物、構築物および機械装置の塗装ならびに清掃検査	6) 建物、構築物および機械装置の塗装ならびに清掃検査
7) 建物、構築物の解体工事の請負	7) 建物、構築物の解体工事の請負
8) 石油類精製および貯蔵設備の建設、補修ならびに清掃	8) 石油類精製および貯蔵設備の建設、補修ならびに清掃
9) 毒物劇物の販売	9) 毒物劇物の販売
10) 古物営業法に基づく古物商	10) 古物営業法に基づく古物商
<新設>	<u>11) 新規多孔性材料（MOF）の合成・製造・性能評価および新規多孔性材料（MOF）に関連する製品・商品の開発ならびに製造・販売</u>
<新設>	<u>12) ガス関連製品および商品の開発ならびに販売</u>
<新設>	<u>13) 各種液体の清浄処理</u>
<u>11)</u> 前各号に付随する一切の経営および投資	<u>14)</u> 前各号に付随する一切の経営、 <u>コンサルティング、機械装置の製造・販売</u> および投資
第3条～第5条 <条文省略>	第3条～第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第13条 <条文省略>	第6条～第13条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会

定款改定新旧対照表（2026年5月28日株主総会付議）

<p>第14条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会等</p> <p>第19条～第23条 <条文省略></p> <p>（取締役会の決議方法）</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u><新設></u></p> <p>第25条～第30条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第35条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条～第42条 <条文省略></p>	<p>第14条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会等</p> <p>第19条～第23条 <現行どおり></p> <p>（取締役会の決議方法）</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当社は、取締役会の決議事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条～第30条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第35条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条～第42条 <現行どおり></p>
---	--